各位

会 社 名 マックスバリュ東北株式会社 代表者名 代表取締役社長 内田 和明 (コード番号 2655 東証第 2 部) 問合せ先 常務取締役管理本部長 古谷 憲介 (電話 018-847-2792)

内部統制システム構築に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、2015年5月20日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本 方針について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたしま す。(下線部分が変更箇所です。)

記

## 内部統制システム構築に関する基本方針

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、イオングループの「企業理念」(お客さまへの貢献、平和を追求、人間を尊重、地域社会に貢献)及びグループで共有する「イオン行動規範」を、従業員全ての行動の礎とします。また、企業の社会的責任を果たすため、法令順守を経営の最重要事項と位置づけています。
- ② 代表取締役社長の直轄組織である企業倫理担当取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」、内部統制担当取締役を委員長とする「内部統制進捗会議」を定期的に開催し、法令順守のための内部統制システムの構築・運用等について決定し、その重要事項を取締役会等の重要な会議に定期的に報告します。
- ③ 「イオン行動規範」の順守はもとより、社内規程及び法令順守に関連する規程等の整備を行うとともに、当社コンプライアンス・プログラムに基づいた定期的・継続的な社内教育を実施し、取締役及び従業員の法令順守と倫理意識の維持向上に努めます。
- ④ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る各種規程・マニュアル・手順 書等の整備を進めるとともに、財務・経理の組織やその運用及び評価の体制の強化 をはかります。
- ⑤ 内部監査部門である経営監査室は、被監査部門からの独立性を維持し、内部統制

システムが有効に機能し運用されているかの監視及び指摘を行い、代表取締役社長より改善指導が行われることを確保します。

- ⑥ 当社は社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、それらとの接触を未然に回避します。万一それら勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部機関と連携し、毅然とした態度で法的手段を含めた対応をします。
- ① 監査役または監査役会は、取締役の職務の執行及び内部統制システムの構築・運用状況を監査し、定期的に取締役会等重要な会議において報告、助言を行い、または是正を求めます。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、法令及び当社文書規程に従い、その職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)及びその他重要な情報を適切に保存し、管理します。(株主総会議事録、取締役会及び経営会議議事録、取締役を最終決裁者とする決裁書類、会計帳簿・計算書類、その他法令及び文書規程に定める文書等)
- ② 情報システムを安全に管理及び監視し、適切な維持・運用を行います。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスクの管理を経営の重要な要素と位置づけ、災害、環境及びコンプライアンス等経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識・評価する仕組みを構築するとともに、<u>危機管理規程</u>に基づき、全従業員への徹底をはかり事前の予防体制を構築します。
- ② 代表取締役社長直轄の経営監査室は、当社方針に基づいて事業活動が適切に運営されているか定期的な監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、必要に応じて、経営幹部に改善または是正を求めます。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止するとともに、 再発防止策を講じます。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務の有効性と効率性をはかる観点から、当社経営に係る重要事項について社内 規定に従い、経営会議の審議を経て、取締役会において決定します。
- ② 取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各本部長等が迅速に遂行します。また、内部牽制機能を確立するため、職務責任権限規程において それぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を定めます。

### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、グループで共有する「イオン行動規範」及びコンプライアンスに関する基準を順守してまいります。また、「コンプライアンス委員会」を設置し、行動規範及び当社固有の課題を織り込んだマニュアル・ルールを独自に作成するとともに、コンプライアンス・プログラムによる定期的・継続的な社内教育を行っています。
- ② 当社は、グループ全従業員を対象とするイオン株式会社の内部通報制度に参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署及び監査役に報告されるほか、イオン株式会社の監査委員会にも報告されます。

# (6) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する<u>た</u> めの体制

- ① 当社は、グループ各社の関係部門が定期的に開催する担当者会議に出席し、法改正 対応の動向・対応の検討、業務の効率化に資する対処事例の水平展開等を進めていま す。当社としては、水平展開候補事例の通知を受けるほか、コンプライアンス状況等 に係る報告等を適宜受ける体制としており、具体的対応の決定については、当社が自 主決定しております。
- ② 親会社との賃貸借契約やプライベートブランド商品の売買取引という利益相反取引については、市場価格での取引として、当社の利益を損なわない体制としています。

# (7) 監査役がその職務を補助すべき<u>使用人</u>を置くことを求めた場合における当該<u>使用人</u>に 関する事項

監査役の求めに応じ取締役会は、監査役の職務を補助する適切な従業員を配置します。

#### (8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事考課は監査役が行い、任命・解任・人 事異動・賃金等の改定について監査役の同意を得た上、取締役会で決定するものとし、 取締役からの独立性を確保するものとします。

## (9) 監査役の第7項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

<u>監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮命令に従うものとし、他部署の業</u>務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとします。

# (10) 取締役及び<u>使用人</u>が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する 体制

① 取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況

の報告を行います。

- ② 取締役及び従業員は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等会社に著しい 損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役または監査役 会に報告します。
- ③ 監査役への報告は、定期的な報告及び必要の都度、遺漏・遅滞なく行います。

# (11) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこと を確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が監査役へ報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底します。

# (12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、 当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場 合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

## (13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長及び取締役と監査役、会計監査人はそれぞれ相互の意思疎通をは かるため定期的に意見交換会を開催します。
- ② 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じ、コンプライアンスに関する事項を含む重要事項についての調査に協力します。
- ③ 取締役は、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携をはかり、監査業務に関する助言を受ける機会を整備します。

以上